

# 「労働者の賃上げ支援」「人材の育成・活性化」「賃金上昇に伴う労働移動の円滑化」の取組について ～雇用関係助成金による事業主への支援策～

## 1.労働者の賃上げ支援

### ◎ 業務改善助成金

中小企業事業主が事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）の引上げ、生産性向上に資する設備投資等を行った場合の費用を助成。【助成上限額】30万円～600万円

### ◎ 働き方改革推進支援助成金

労働時間の削減等に取り組む中小企業事業主の生産性向上に向けた取組を支援するとともに、賃上げを行った場合に助成上限額を加算。【賃上げ達成時加算額】15万円～160万円

### ◎ キャリアアップ助成金（賃金規定等改定コース）

有期雇用労働者等の基本給の賃金規定等を3%以上増額改定し、適用した場合に助成。  
【3%以上】5（3.3）万円 【5%以上】6.5（4.3）万円

## 2.人材の育成・活性化

### ◎ 産業雇用安定助成金

（スキルアップ支援コース）

労働者の人材育成を在籍型出向で行い、出向復帰後6か月の各月の賃金を出向前賃金と比較していずれも5%以上の賃金引上げを行う場合、出向元事業主に賃金の一部を助成。【出向中の賃金のうち出向元が負担する額又は出向前の賃金の1/2の額のいずれか低い額の2/3（1/2）の額】

（事業再構築支援コース）

事業活動の一時的縮小を余儀なくされた事業主が、新たな事業への進出等の事業再構築を行い、当該事業再編に必要な新たな人材を雇い入れた場合に助成。【1人あたり280（200）万円】

### ◎ 人材開発支援助成金

（事業展開等リスティング支援コース）

新製品の製造や新サービスの提供等により新たな分野に展開する、または、デジタル・グリーンといった成長分野の技術を取り入れ業務の効率化等を図るため、人材育成に取り組む事業主に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部を高率助成。  
【経費助成率】75（60）% 【賃金助成額（1人1時間）】960（480）円

（人への投資促進コース）

企業内で人材育成を行う場合、サブスクリプション型の研修サービスを利用した「定額制訓練」や労働者が自発的に受講する「自発的職業能力開発訓練」等を行った場合に訓練経費等の一部を助成。（※）  
【経費助成率】<定額>60（45）% <自発的訓練>45%  
※ 高度デジタル人材訓練等を実施した場合には、訓練経費に加えて賃金等の一部も助成

### ◎ キャリアアップ助成金（正社員化コース）

有期雇用労働者等を正社員化した場合に助成。加えて、人材開発支援助成金を活用した特定の訓練終了後に正社員化した場合は一定額を加算。【正社員化】57（42.75）万円 【訓練加算】9.5～11万円

## 3.賃金の上昇を伴う労働移動の円滑化

### ◎ 特定求職者雇用開発助成金（成長分野等人材確保・育成コース）

成長分野（デジタル、グリーン）関係業務に、就職が困難な者を未経験職種で採用し、人材育成及び5%以上の賃金引上げを行う場合に助成。【助成額】90（75）～360（150）万円

### ◎ 労働移動支援助成金（早期雇入れ支援コース）

「再就職援助計画」の対象者を、離職日の翌日から3か月以内に雇い入れる場合に助成。【30～40万円】  
加えて賃金を前職よりも5%以上引き上げた場合に20万円を加算。

### ◎ 中途採用等支援助成金（中途採用拡大コース）

中途採用者の雇用管理制度を整備した上で中途採用の拡大を図る事業主に対して助成する本コースについて、45歳以上の労働者全員の賃金を前職よりも5%引き上げた場合に助成額を加算。【助成額】50万円→100万円